

総務常任委員会日程

平成31年2月27日

午前10時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

- (1) 議案第 3 号 八街市用排水路建設改良基金の設置、管理及び処分に関する条例等を廃止する条例の制定について
- (2) 議案第 4 号 八街市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- (3) 議案第 5 号 八街市森林環境整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- (4) 議案第 8 号 平成30年度八街市一般会計補正予算中、
第1表歳入歳出予算補正の内
歳入全款、歳出2款総務費（3項を除く）
8款消防費、11款公債費
第4表地方債補正1廃止及び2変更

総務常任委員会会議録

招集年月日	平成31年2月27日(水)			
招集場所	八街市役所 本会議場			
開閉会時刻 及び宣告	開会	午前10時00分	委員長	川上雄次
	閉会	午前11時21分	副委員長	小菅耕二
委員の氏名 及び 出欠の有無	氏名	出・欠	氏名	出・欠
	川上雄次	出	林修三	出
	小菅耕二	出	石井孝昭	出
	丸山わき子	出	木村利晴	出
	林政男	出		
委員外議員				
委員会に出席した 事務局職員職氏名	事務局長 岡本裕之		副主幹 小川正一	
	主査補 吉井博貴		主査補 嘉瀬順子	
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	総務部長 大木俊行		障がい福祉課長 高梨富美子	
	市民部長 和田文夫		子育て支援課長 市川明男	
	経済環境部長 黒崎淳一		健康増進課長 飛田雅章	
	建設部長 江澤利典		農政課長 相川幸法	
	納税課長 渡邊洋一		環境課長 櫻井誠	
	財政課長 會嶋禎人		道路河川課長 中込正美	
	防災課長 湯浅孝史		都市計画課長 海保直之	
	国保年金課長 吉田正明		都市整備課長 古西弘一	
	その他関係職員			
	教育次長 村山のり子		教育総務課長 川名弘晃	
	学校教育課長 西貝喜彦		社会教育課長 兼中央公民館長 兼郷土資料館長 関 貴美代	
	スポーツ振興課長 兼スポーツプラザ所長 堀越和則			
	選挙管理委員会事務局長 片岡和久		その他関係職員	

	その他関係職員	
議 題	別紙日程表のとおり	

(開会 午前10時00分)

○川上委員長

定足数に達しましたので、ただいまから総務常任委員会を開会します。

本日の日程は配付してありますとおりです。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に林政男委員、林修三委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり4件です。

議案第3号、八街市用排水路建設改良基金の設置、管理及び処分に関する条例等を廃止する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○會嶋財政課長

議案第3号、八街市用排水路建設改良基金の設置、管理及び処分に関する条例等を廃止する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案6ページ、議案説明資料11ページから13ページをお願いします。

本条例により廃止しようとする基金は5本となります。初めに、昭和50年に制定され、条例上の規定により都市計画法に基づく開発行為を行うものから、開発の指導要綱に基づき受けていた寄附金を、それぞれ用排水路建設改良基金、し尿処理基金、教育施設建設改修基金、塵芥処理施設建設改良基金の4本の基金に積み立て、それぞれの目的ごとに活用してまいりましたが、平成23年度に指導要綱を改正し寄附金受領の規定をなくしたこともあり、基金残高は年々減少し、平成30年度の繰り入れで4本の基金残高はゼロとなります。

また、東日本大震災復興基金は、東日本大震災からの復興に向けて、市町村が地域の実情に応じて行う住民生活の安定やコミュニティの再生の取り組みを支援するために、千葉県より平成24年度、1千500万円、平成25年度、800万円が交付され、本市では避難場所整備事業費として備蓄倉庫への追加配備備品の購入や自主防災組織運営費に活用してまいりましたが、この基金も平成30年度中に全て繰り入れし、残高はゼロとなります。これらの5本の基金は、条例の目的を果たし、今後積み立てる予定もないことから、廃止しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○川上委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

質疑がなければ、質疑をこれで終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第3号、八街市用排水路建設改良基金の設置、管理及び処分に関する条例等を廃止する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○川上委員長

起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、八街市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○會嶋財政課長

議案第4号、八街市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案7ページ、8ページ、議案説明資料14ページから16ページをお願いいたします。

本条例の制定の背景といたしまして、1点目は、さきに提案いたしました用排水路建設改良基金ほか、特定の公共施設等の建設や修繕に充てることが可能であった基金を廃止すること。2点目は、財政調整基金の残高が平成29年度末で約24億円と標準財政規模の約18.5パーセントとなりましたが、基金全体に占める比率は92.2パーセントであり、今後の財源不足による財政調整基金への依存度が非常に高くなってしまうこと。3点目として、公共施設等総合管理計画によると、公共施設等の改修費、更新費、修繕費、維持管理費の支出額が過去10年間の平均約27億円であるのに対し、今後40年間では平均で約40億円まで膨れ上がる見込みであることとございます。このように、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金が大部分を占める状況となっており、また、公共施設等の改修等による経費により財政が圧迫されることが予想されることから、その経費を確保すべき特定目的基金の設置の必要性があるとのことから、施設整備に関する基金を一本化し、公共用に供する施設等整備といたしまして、基金を設置しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○川上委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○丸山委員

昨日もこの基金に関しましては質問があったところですが、基金積み立てに関して、昨日の答弁の中では、剰余金の一部を積み立てるという説明がありましたけれど、剰余金の一部の積み立てということでもいいですか。

○會嶋財政課長

今のところは、毎年毎年、多少なりとも出る剰余金を財政調整費に積み立てるところなんですけれども、この基金についても、その剰余金のうちのさらに一部を積み立てようと考えております。

また、将来的な話にはなろうかと思うんですが、例えば、市有地などの売却等がもしなかった場合には、その際の収入もこれに積み立てる予定でございます。

○丸山委員

そうすると、それは決算時点で決まっていくということでしょうか。

○會嶋財政課長

具体的な額というのは、決算を終わった6月以降、決算で確定した後に財政調整基金に積むのと、同時期にそのうちの一部としてこの基金に積んでいこうというふうに考えています。

○丸山委員

条例の中では、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定める額というふうにしてあるんですけども、これはどのように理解したらよろしいでしょうか。

○會嶋財政課長

6月以降、9月、12月等の補正予算で定めていくものとなります。

○丸山委員

昨日の質問とダブってくるかもしれないですけども、約13億円が今後は今まで以上にかかっていくんだということで、これはかなりの額が確保されていかなければならないというふうに思うわけなんですけれども、毎年、目標としてはどのくらいにしなければならぬというふうに考えているのでしょうか。

○會嶋財政課長

実際、施設整備、修繕などで大規模になった場合には起債等も活用することができますので、例えば13億円、15億円という形で修繕費のようなものがかかったとしても、起債を例えば7割5分とか見れば、残り2割5分を現金というか予算、一般財源として確保するというのを考えております。それで、実際、例えば、財政調整基金へ剰余金の一部を積み立てる額が5億円程度だったとしたときには、その1割程度、ですから5千万円程度になりますか、その程度というようなところを目安に考えております。

○丸山委員

今後40年間に施設整備をしていくということになると、これは総合管理計画に出ていますね。この中ではどのくらいの施設、何施設あってどのくらいの今後経費がかかるのか、そういったランドデザイン的なものがあるのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○會嶋財政課長

公共施設等総合管理計画上で、先ほど申しましたとおり、過去10年間では約27億円、これは平均額です。それで、将来40年間では40億円かかっていくと。それは山あり谷あり、結構多少はあろうかと思えます。それで、毎年毎年ずっと同じ額を貯めておくということは、いつとき使ってしまうと当然無理だということと、あと、先ほどの話の中でも示したとおり、額全体を考えると、例えば40億円だったとしても、その施設を一応、今後の計画上では数割程度は施設の数減らしていくという計画を各担当課が立てていくことにはなりますので、その場合に、例えば3割ぐらゐ減らしたというふうな仮定をした場合には、28億円ぐらゐの整備費がかかってくると、その場合に、75パーセント程度を起債で賄ったとす

れば、大体7億円程度という形になります。そうすると、それが平均だとすれば、年間7億円程度がかかってくるというふうな形になってしまいます。それであとは、毎年毎年かかるのか、その年に倍の14億円でかかって、翌年はあまりかからないのかというようなそういった流れがあるかと思しますので、その点を考えたときに、平均では40億円だとすれば、7億円程度を平均では見ていかなきゃいけないという形にはなるかと思います。

○丸山委員

これから40年間、その修繕、あるいは改修、大規模改修といろいろあるかと思うんですけど、本当に計画的な取り組みがますます求められるのかなというふうに思います。本当にこれから人口減に向かう中で、この中にもある計画の中にもあるんですけども、人口減に伴う施設整備もあわせて今後は検討していかなければならないのかというようなことも感じた、私自身も感じたところなんですけれども、本当にいかに効率的な計画をもって進めていかなければならないのかと。その中でも住民の福祉を、あるいは暮らしを守る施策は、そのサービスは決して落とすことのないようにぜひ進めていただきたいと、このことを申し上げまして終わります。

以上です。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第4号、八街市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○川上委員長

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、八街市森林環境整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○會嶋財政課長

議案第5号、八街市森林環境整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案9ページ、10ページ、議案説明資料17ページから19ページをお願いします。

国の税制改正におきまして、森林環境税及び森林環境譲与税の創設が決まりました。最初に森林環境税とは、個人住民税の均等割納税者から国税として1人年額1千円を上乗せして徴収するもので、森林環境譲与税とは、森林環境税の収入額に相当する額を都道府県及び市町村に対して譲与するもので、そのうちの10分の9に相当する額を、市町村に対して森林面積10分の5、林業就業者数10分の2、人口10分の3で案分して譲与されるものでございます。本市において来年度交付される金額は、県からのデータをもとに試算しますと、約300万円程度となっておりますが、この譲与税は間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や、普及啓発等の森林整備、及びその促進に関する費用に充てなければならないこととなっており、また、この用途については公表しなければならないこととなっております。林業が活発でない本市におきまして、必ずしも毎年継続的に活用できる見込みがないため、後年度に活用することを視野に入れ、基金を設置しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○川上委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○丸山委員

ただいまご説明いただいたんですが、この森林環境譲与税の基準、10分の5は私有林人工林面積だと、10分の2は林業就業者というようなことなんですが、本市においてはどのような状況なのか、お伺いいたします。

○會嶋財政課長

現在、森林の面積、こちらは、2017年3月31日現在の森林資源現況調査というもので、約580ヘクタールとなります。それから、林業の就業者数ですが、こちらは、2015年の国勢調査によりまして、従業地による就業人口ということで3名となります。それから、人口は2015年の国勢調査の人口で、7万734人をもとに計算した結果、平成31年度は300万円程度ということになります。

○丸山委員

本当に林業に関わる方も少ないし、それから、私有林の面積も少ないということで、八街市にとって本当に活用し切れるものなのかなということをちょっと疑問に感ずるわけなんですけれども、今後、本市の具体的な取り組みとして、昨日も木工品等を作るというような、そんな答弁がございましたけれども、これは台風等で倒木による被害が八街市は多いわけなんですけれども、そういった点では何か活用できるのかどうか、まず1点、その辺はどうなんでしょうか。

○會嶋財政課長

その森林自体を結局のところ保全するという意味がありますので、あとは、県レベルでの県全体での施策というものも関連することもございます。ただ、今のところであれば、その森林の保全という形ですので、活用はできる見込みではあるかとは思いますが、具体的にその場その場になってみないと、対応等はできるかどうかは、今のところはわかりません。

○丸山委員

もう1点です。里山整備、そういった点では活用できるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○會嶋財政課長

里山については、充当できるという項目には入っております。

○丸山委員

八街市は公園が少ない、市として全国1位なので、ぜひともそういった点では大いに活用してやっていていただきたいなというふうに思います。ただ、やはり、今回のこの森林環境税につきましては、今までの東日本大震災の復興財源に充てるためということで、この間、1人1年1千円を徴収してきたと。それを横流し的に、今度はこういった森林環境税に変えてしまうというやり方、それで、やはりこういうやり方で、今度は期限がないわけですね。そういう点では、本当に市民に理解されるのかどうか。それから、やはり、使い道が本当に曖昧であるという点で、そういう点で、また、広く薄く国民に負担を求めるといふ、こういう大衆課税の強化というふうにしか思えないんですけれども、こういった点でも本当に市民に理解がされるのかどうか、その辺についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○大木総務部長

今、丸山委員さんが言われたとおり、今回の森林環境税に係りましては、今までの東日本の関係の負担がなくなって今回のこちらが加わるということですので、国の方とすれば、個人負担をなるべく少なくするという形の配慮がされたものというふうに私たちは考えておりますが、この辺につきましては、市民の方々にご理解いただけるように、我々も努力したいというふうに考えております。

○丸山委員

本来なら国がきちんと、こういう税制を作っているわけですから、国の方が国民、市民にきちんと理解を得られる、そういう説明をしなければならぬというふうには思うんですけれども、いま1つ、国に対して、私はぜひこの意見を挙げていただきたいというのは、国の温室効果ガスの排出削減目標達成のためにこの森林環境整備を進めていくんだと、この税の中で進めていくんだということを言われているわけなんですけれども、国内のCO₂の総排出量の約8割、これはほとんどが電力とか鉄鋼など、大企業が排出しているわけなんです。それを国民が税金を出し合ってCO₂の削減をするというのはどう見てもおかしいと。やっぱり、汚染者が負担をしていく、これは原則だというふうに思うわけですね。ですから、やはり、国にはこういう点についてはきちんと大企業に負担をしていただき、そして国民、市民には軽減をするようにということを、きちんと国に対しては言っていてほしいなというふうに思います。

以上です。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○林（政）委員

八街市の森林環境整備基金の使い方について、質問いたします。

八街市の南部の方には山林農協が管理する保安林があるんですけども、こちらの方は今、杉の溝腐病ということで、県単でいろいろな圃場、あるいは、交付金を使って整備しているところですけども、こちらの方は、南部の方の山林農協の扱いは、八街市の森林環境整備基金との整合性というか、どのような扱いになるのでしょうか。

○相川農政課長

山林農協につきましては、今現在の溝腐病で国、県の補助事業として整備をやっている地域もあるんですけども、これに対して譲与税は振り替えるということは好ましくないということをおっしゃっていますので、新たにその保安林であったり、そういった整備を新たに制度設計して、そういった事業を行うのであれば、この活用はできると思います。

○林（政）委員

既存の県が行っていますよね、山林農協の方は。それと、今度は、新しくあれが出た場合には、全部包括して今度は市の方が対応するようになるんですか。今の説明だとちょっと曖昧に聞こえたんですけども、八街市の山林、果たしてあれを森林というかどうかはわかりませんが、その森林整備基金の中から経費を出していくような形になるのかをお聞かせください。

○相川農政課長

先ほども申しましたけれども、新たにそういった制度設計をして、そういった事業を行うのであれば、その活用も可能だということです。今ある既存の事業に対して、それを今、一般財源で使っている部分をこの譲与税を充ててやることについては好ましくないと言われてしますので、新たなそういった整備事業、制度設計をして立ち上げるといったものであれば、その森林整備に関する活用はこの譲与税では可能となります。

○林（政）委員

もう1つ。先ほど財政課長の方から、面積あるいは従事されている方のお話がありましたけれども、八街市はそれこそ、先ほどの課長のお話じゃないですけども、野菜の生産基地というわけでもないし、山林に限っては、どっちかという川上、俗に南部地域の方にほとんど集中しているかなと思うんですけども、その辺の総合的な、先ほど丸山委員のお話もありましたけれど、何か活かし方、今、ドギーズアイランドの周りを開発していますけれども、そういうところにもこれから、そういう面の使い方もできるような基金になるのでしょうか、これは。要するに、営利を目的とした山林の維持管理の方に水源のかん養とか、そういうふうなのか、それとも、総合的にこの基金は運用できるのか、そこをお聞かせください。

○相川農政課長

森林環境譲与税の用途につきましては、森林整備などの間伐、そのほか、人材育成、担い手の確保、先ほど、先日、総務部長の答弁もありましたけれども、幼稚園とか小学校の遊具の木質化、そういった木材利用の促進、そういったもので活用は可能となっております。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○林（修）委員

森林面積が580ヘクタールですかという答弁がありましたけど、今、林政男委員がちょっと話しましたが、これは、ほとんど580ヘクタールを占めるのはどの地域を指していますか。つまり、南部、笹引、この辺ですか。

○相川農政課長

森林の区域につきましては、県が指定しているんです、民有林として。その区域の面積として約580ヘクタールあるということで、地域については八街市全体になります。八街市のここだけというわけではなくて、全体の合わせた数値として580ヘクタールなので、南部の方が多いいと思いますけれども、面積につきましては全体を指しております。

○林（修）委員

全体であるということは理解できますけれども、その中でということになると南部ですよ。だって、あと、畑を見たって、あれは山じゃないですからね。だから南部地域に集中するのかなと。

それは置いておいて、先ほど、就農している就業者が3名というようなお答えがありましたけど、これは林業で生計を立てているということですか。

○會嶋財政課長

こちらは、国勢調査で行っております農林業の従事者というところで、農業従事者分を除いた数字が3ということですので、そのときのその統計をするそのデータとしては、やはりそれを主としている方の数字の積み上げでの結果となっております。

○林（修）委員

ということは、この議案については、この説明の中にありましたけど、林業が活発でない本市においても、後年度に活用することを視野に入れるということなので、そのとおりに解釈していいのかなと思いますが、いかがですか。

○會嶋財政課長

先ほど来お話がありました森林の保全ですとか、あと、丸山委員からもありました公園です。もし、将来的に森林公園というものをうちの方で定めて作るようであれば、その辺の整備費にも充てられると。あとは、直近で考えれば、これは、本当に具体例で私の私案で申し訳ないですけども、例えば、児童館の内装に木材を使ったものを多く用いるですとか、そういったことにでも使用できるというように理解しておりますので、今というよりも、将来に使うウエートの方が多いいとは考えております。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石井委員

じゃあ、ちょっとお聞かせをさせていただきたいと思います。

市が所有する公園、特定公園、市の都市公園も含めてですけども、そこに存在している樹木、この樹木の管理と、この基金の設置条例についての関連性をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○會嶋財政課長

これは、あくまで市として、それを森林公園というような位置付けにしているか、していないかというところが境目になるというふうに理解していますので、八街市にある公園については、その森林公園という名目ではどなたも申し上げていませんので、今の状況では、そういった公園での樹木に対してとか、公園整備に対しての費用に充当することはできません。

○石井委員

例えば、けやきの森公園の樹木の診断だとか、けやきの森公園の落葉に対して、落ち葉等に対しての再利用だとか、その部分に関しての農業に対して、その落ち葉を活用した堆肥の使用だとか利用だとか、このような循環型社会になっていくと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○會嶋財政課長

多少拡大解釈的な内容かとは思いますが、先ほど申しましたとおり、森林という森林か、あるいは森林公園という形で、例えば、けやきの森で森がついているからいいだろうと、そういう話ではなくて、公園自体を、市全体、市民どなたでもあそこは森林公園だというような位置付けになっているものでなければ、使うことはできません。

○石井委員

木材の有用な活用と担い手の確保ということ、先ほどおっしゃられたので、材木、木材の担い手の確保はとても大事なことだと思っております。

最後に1点ですけども、保安林、全体の防風保安林と優良保安林、これはどのぐらいの区別になっているのでしょうか、市としては。

○相川農政課長

八街市の森林につきましては、ここで言われている5条森林というんですけど、千葉県が指定している民有林とちょっと面積は違いまして、八街市の森林といたしましては1千141ヘクタール、そのうちの保安林といたしまして192ヘクタールでございます。

○石井委員

どっちが。

○相川農政課長

保安林が192ヘクタールです。

○石井委員

それ以外は。

○相川農政課長

それ以外は、全体で1千141ヘクタールです。そのうち保安林が192ヘクタールです。

○石井委員

優良保安林。わからないですか。優良森林、指定を受けている。

○川上委員長

一旦切ってから再質問してください。内容がわからない。

○石井委員

すみません、委員長、申し訳ございません。

要は、県から補助金を受けて木を植えている地域が八街市にあるんですね。いわゆる県が指定している防風保安林とは別に、当時、八街市にいわゆる保安事業、森林事業ということで県から補助金をもらって木を植えている事業の地域があるんですけれども、その区別はどのくらいあるのかということをお聞きしたい。それが要はこの今回の基金に活かされていくのだろうというふうに理解をしているので、それがわかれば、わかる範囲でお願いします。

○相川農政課長

ちょっとこれは確実ではないんですけども、1千80ヘクタールにつきまして、八街市の森林整備計画の対象民有林となっております。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

ほかに質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第5号、八街市森林環境整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○川上委員長

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成30年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。審査の方法は、第1表歳入歳出予算補正の内、歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

ご異議なしと認めます。審査の方法は、歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査することに決定しました。

歳入全款について、提案者の説明を求めます。

○會嶋財政課長

議案第8号、平成30年度八街市一般会計補正予算(第6号)について、そのうち歳入全款につきましてご説明いたします。

補正予算書15ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税は、補正前の額から1千10万1千円を増額し、36億2千564万4千円とするもので、普通交付税の調整額の復活による追加交付でございます。

次に、12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金は、補正前の額から57万8千円を減額し、1億9千315万6千円とするもので、各公立保育園、市立保育園の負担金の調定見込みに伴う増減でございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、補正前の額から4千157万7千円を減額し、32億8千155万3千円とするものでございます。3節障害者福祉費負担金は、障害者医療費負担金が決算見込みによる減、5節児童保護措置費等負担金は、子どものための教育・保育給付交付金が私立こども園や保育園等の運営補助などの決算見込みによる増、6節児童手当負担金及び7節児童扶養手当負担金は、支出予定額からの精算による減などでございます。

16ページに参りまして、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金は、補正前の額から1千217万1千円を減額し、5億5千19万9千円とするものでございます。1節社会資本整備総合交付金が道路整備事業、道路排水施設整備事業の交付金の交付決定及び事業変更による減額でございます。

次に、5目教育費国庫補助金は、補正前の額から9千605万7千円を減額し、2億204万8千円とするものでございます。1節小学校費補助金は、特別支援教育就学奨励費の支出見込みによる減及びブロック塀、冷房設備対応臨時特例交付金の内定による減、2節中学校費補助金は、就学奨励費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金の支出見込額による減、また、ブロック塀、冷房設備対応臨時特例交付金の内定による減、4節教育指導費補助金は、教育支援体制整備事業補助金の支出見込額による減額でございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、補正前の額から226万8千円を減額し、10億4千440万6千円とするものでございます。1節保険基盤安定負担金は、後期高齢者医療保険の負担金が決算見込みによる減、4節児童保護措置費等負担金は、子どものための教育・保育給付交付金が私立こども園や保育園等の運営補助などの決算見込みによる増、5節児童手当負担金は、支出予定額からの精算による減によるものでございます。

3目県移譲事務交付金は、補正前の額から3万2千円を増額し、213万3千円とするもので、権限移譲事務交付金の交付額確定によるものでございます。

17ページに参りまして、2項県補助金、3目衛生費県補助金は、補正前の額から141万5千円を減額し、7千687万8千円とするものでございます。2節健康増進費補助金は、健康診査委託料などの支出見込額の減に伴う113万1千円の減額、地域自殺対策強化事業費補助金は、支出見込額の減に伴う7万4千円の減額でございます。

また、4節公害対策費補助金は、交付決定による減額でございます。

7目消防費県補助金は、補正額の額から20万3千円を増額し、666万7千円とするもので、収入見込額の確定による増でございます。

8目教育費県補助金は、補正前の額から62万5千円を減額し、152万円とするものでございます。2節社会教育総務費補助金は、放課後子ども教室推進事業に関するもので、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金は、放課後子ども教室指導員謝礼及び備品購入費の減額に伴うものでございます。

16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金は、補正前の額から94万1千円を増額し、200万7千円とするものでございます。財政調整基金をはじめ、各基金の運用益の計上でございます。

18ページに参りまして、2項財産売却収入、2目不動産売却収入は、赤道の払い下げに伴う増額でございます。

17款1項1目寄附金は、補正前の額から50万1千円を増額し、5千150万1千円とするものでございます。1節総務費寄附金では、野球場建設指定寄附金が12万2千円で、年度末基金残高は約272万7千円となります。文化会館建設指定寄附金が6万9千円で、年度末基金残高は約172万3千円となります。

また、4節土木費寄附金30万円は、榎戸駅の整備に役立ててほしいという指定寄附金でございます。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、補正前の額から2億8千640万6千円を減額するものでございます。この補正により、平成30年度末の財政調整基金残高は約26億5万3千円となる見込みでございます。

19ページに参りまして、2項特別会計繰入金、2目後期高齢者医療特別会計繰入金は127万円の計上で、過年度精算分に係る繰り入れでございます。

19款1項1目繰越金は、補正前の額から1億2千900万8千円を増額し、3億2千943万9千円とするものでございます。

20款諸収入、3項受託事業収入、1目衛生費受託事業収入は、補正前の額から171万5千円を減額し、1千229万8千円とするもので、1節衛生費受託事業収入は、後期高齢者の健康診査費の支出見込による精算でございます。

次に、5項3目雑入は、補正前の額に386万9千円を増額し、2億4千697万3千円とするものでございます。1節雑入で、臨時職員等保険料個人負担金が166万7千円の減額、後期高齢者医療定率市町村負担金返還金が2千2万5千円の計上、スポーツ振興くじ助成金が交付決定により、1千435万6千円の減額などがございます。

20ページに参りまして、21款1項市債、2目民生債は、補正前の額から940万円を減額し、7千80万円とするものでございます。保育園施設整備事業は、事業費決定による10万円の減、児童館整備事業は事業の一部延期により930万円の減となります。

5目土木債は、補正前の額から1千30万円を増額し、8億7千510万円とするもので、道路改良事業に係る国の社会資本整備総合交付金確定に伴う公共事業等債の増額でございます。

6目消防債は、補正前の額から680万円を減額し、3千610万円とするもので、耐震性貯水槽整備事業の中止に伴う減額でございます。

7目教育債は、補正前の額から7千410万円を増額し、17億400万円とするものです。1節小学校債、4節中学校債は、ブロック塀、冷房設備対応臨時特例交付金の内定による増減であり、3節保育保健体育債は、スポーツ振興くじ助成金の交付決定額の減による増額でございます。

以上をもちまして歳入全款の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○川上委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○丸山委員

それでは、15ページ、歳入の地方交付税のところでお伺いしたいと思います。

これは、先ほど説明いただいた調整額の復活による、これが最終決定であろうというふうに思いますけれども、この1千10万1千円の増によって36億2千564万4千円となったわけなんですけれども、臨時調整対策債と合わせて44億6千214万円となったわけです。これは、平成29年度の決算から、さらにこの両方の総額は下回っているわけなんですけれども、市が自由に付ける財源としては大きな存在なわけですが、これは市税と合わせましてどのくらいになるのか、平成30年度の市税収とあわせるとどのくらいになるのか、その辺についてはどのように分析されていますでしょうか。

○會嶋財政課長

今のお話のとおり、平成30年度段階で交付税、臨財は減っていると。市税収入も、今のところの1月末までのデータからの見込みにはなろうかと思うんですが、約1億くらいは減るのかなというような、今のところのデータはそういうふうになっておりますので、合計しましても、やはり若干の減というような結果に、今のところは見込んでおります。

○丸山委員

国からの地方交付税と臨時対策債、市税とで大体毎年同額になってきたのかなというふうに思っていたところなんですけれども、やはり全体的には縮小の方向、減少の方向だと。来年度の見通しというのはどんなふうにお考えでしょうか。

○會嶋財政課長

平成31年度の地方交付税自体ですが、一応、今のところ、予算上では若干増えるのかなという見込みではあります。ただ、当初予算計上では多少堅めにやはり見ざるを得ませんので、その辺は多少増減があるかもしれませんが、結果的には多少増になるのかなと。一方で、市税につきましても、これも今のところ予算から見た推計予算から見た話ですので、ただ、こちらは税も一応、今のところは1億円程度の増額での計上をしておりますので、平成30年度の決算見込みが、税がこれからどうなるかわかりませんが、そこからの見方ですと若干は増えるのかなという見込みではあります。

○丸山委員

平成31年度予算でまたやればいいことなんですけれども、平成31年度というのは消費税増税に伴う八街市の負担。例えば、介護保険料の軽減に対して4分の1は八街市が負担しな

ければならない。あるいは、保育園の無償化の問題。これも、公立の保育園に関しては、八街市が負担をしていかなければならない。平成31年度分については国の方が負担するけれど、それ以降は八街市が負担していかなければならないというようなことで、やはり、そういう意味では、地方交付税のあり方というのが本当にこの程度でいいのかなというふうに疑問を持つところでありまして、やはり、今後とも公平に地方交付税が交付される、こういう要求をしていく必要があるのかなというふうに思います。ここには市長はおりませんので、ぜひとも伝えていただきたいんですけども、全国市長会での地方交付税のあり方、公平なあり方ということをお願いしていただきたいと思います、このことを申し上げておきます。

次に、ほかの人がやるのかな。じゃあ、いいです。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○林（修）委員

ちょっと不勉強なんですけれども、20ページの市債の消防債。先ほど、財政課長の説明では、耐震性貯水槽整備事業ですけれども、中止に伴うものなんだと、防災課では結構楽しみにしていたんじゃないかと思うんですが、中止になったというのはどういうことですか。

○湯浅防災課長

防火水槽の設置につきましては、用地の確保が前提となっております、それにつきましては、従来、地元の水利状況を把握している全分団25個分団に一律に防火水槽の設置について、用地確保を依頼しておりました。しかしながら、本年度につきましてはその用地の確保ができなかったために、貯水槽の設置工事を見送ったところでございます。

○林（修）委員

ということは、これは必要性があってこの計画予算を持ったと思うんですが、今後どうなっていくますか。

○湯浅防災課長

従来の方法では、なかなか積極的に土地の確保というのが困難であると思われまますので、今後につきましては、防災課の方で水利状況を確認しまして、候補地を選定して、積極的に――申し訳ありません。来年度以降につきましては、防災課で市内の水利状況を把握しておりますので、消防署と協議の上、計画的に設置が必要な地域をピンポイントで選定しまして、当該分団及び区へ候補地の確保を依頼していくように改めてまいりたいと思います。

○林（修）委員

これは必要なことでこの計画を立てたんですけども、残念ながら平成30年度においては、それが地権者等の関係でだめになったと。でも、やっぱり、必要であるからこの予算を作ったわけですから、来年度についても詰めをしっかりとやっていただいて、ぜひ実現の方向でお願いしたいと、このように思います。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○林（政）委員

20ページの市債についてお伺いをいたします。

教育債で17億400万円が出ております。このうち、小学校債で小学校空調設備整備事業で1千630万円、それから、中学校債で空調整備事業で4千890万円がここに上程されておりますけれども、これは、補正でこの金額で年度内決済、使い切るというか、そういうことは、もちろんそういうことが前提だと思いますけど、その辺はいかがでしょうか。

○會嶋財政課長

小学校空調設備の整備と、中学校も同じなんですけど、さきの補正予算でお願いしてありますとおり、今年度と来年度にかけての事業になりますので、財源についても繰り越されるものもございます。

○林（政）委員

繰越明許になる可能性もあるということなんですけれども、本会議でも出ておりましたが、国の交付金が一括で交付されていることで、全国津々浦々まで小・中学校のこの空調整備に入るわけですけれども、本会議でも出ておりましたが、8月めどに必ず完了するという今の見通し、それについてもう一度、本会議でも出ていて承知しておりますけれども、もう一度確認の意味で、中学校は年度内、小学校は8月いっぱいというふうに答弁を聞いておりますけれども、その辺を確認の意味でお願いいたします。

○川名教育総務課長

現在の空調設備の進行状況なんですけども、小学校につきましては実施設計完了間近ということで、予定どおり夏休みをメインに工事ができるように準備を進めていきたいと思っております。中学校につきましては、この間、設計委託業務が業者が決まりまして、これから設計の方に入っていくような形になります。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石井委員

ちょっと2点お聞きしたいと思います。

16ページの土木費国庫補助金の社会資本整備交付金の減ということなんですけれども、この社会資本整備交付金については、特定市道の1級市道ということになると思うんですが、今年においては、例えば221号線とか、114号線とか116号線が整備されているというふうに理解をしておりますけれども、このマイナスになった不用額、これはどのような扱いになるのでしょうか。

○中込道路河川課長

この交付金につきましては、国からの交付金の額が決定したことにより減額したものでございます。

○石井委員

例えば、当時予定していた交付額と工事を発注しますよね。発注して不用額が出たわけではなくて、そういう理解ですか。それとも、不用額が出た場合には、例えば、もうちょっと延伸工事ができるとか、そのような扱いになるのかどうか。

○中込道路河川課長

工事の方は単費を入れて行っておりますので、予定分を執行しております。

○石井委員

ちょっと詳しく理解ができなかったんですけども、単費も使って交付金も使っているという理解でいいですか。そういうことですかね。

○江澤建設部長

国庫補助金については、当初、要望を当然4月頭に要望します。それに基づいて当初予算ベースというか、それより上乘せした形で要望をしています。それで、最終的に交付決定がこの金額で落ちついて、今回、減額をしたというような状況です。

○石井委員

理解できました。

次、18ページの不動産売払収入の件について、ご質問いたします。

これは補正額ということにプラスになっているんですけども、赤道の払い下げ収入ということで先ほどご説明をいただきました。この具体的な内容と、どの辺の路線というか、箇所付けなのか、ご質問させていただきます。

○中込道路河川課長

主に赤道の払い下げ5件分でございます。面積にして3千877.32平方メートル、場所等は、文違地先で1件、住野地先で1件、五区地先で1件、小谷流地先で2件となっております。

○石井委員

今後、赤道の払い下げについてはこのような形で進めていくのか。例えば、計画的なものというのはどのように考えていらっしゃるのか、ご質問いたします。

○中込道路河川課長

あくまでも申請があったものに対して払い下げていくということなので、今年度はこれだけの申請があったということです。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○丸山委員

16ページ、教育費国庫補助金についてお伺いいたします。

小学校費の補助金、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金があります。そして、いま1つは中学校ですね。中学校費の補助金で、同じくブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金とあるわけですが、これはそれぞれどのくらいで決定したのか。それぞれというのは、ブロック塀、あるいは冷房設備、それぞれどのくらいで決定し、これが返す額になったのかという点でお伺いいたします。

○川名教育総務課長

それでは、初めに、ブロック塀につきましては、実住小学校82メートルで交付決定されております。南中学校は28メートル、八街中学校は門柱なんですけれども、一応、メートル換算で2メートルという交付決定を受けております。空調設備につきましては、小学校が162室、中学校が138室の普通教室と特別教室の新設の部分について、合計で300室が交付決定されております。

○丸山委員

すみません、決定額も教えていただきたい。

○川名教育総務課長

交付決定額につきましては、ブロック塀が256万2千円、空調設備につきましては1億8千34万円です。

○丸山委員

この中学校の補助金の方、この交付金がかかなり多いような感じがするんですけども、あくまでも教室数で確定したということによろしいですか。

○川名教育総務課長

交付金の算定なんですけれども、教室の面積掛ける単価ということになっておりますので、教室数というよりは面積ということになります。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

ほかに質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出、2款3項を除く総務費について、提案者の説明を求めます。

説明は補正予算書の項目順にお願いします。

○會嶋財政課長

それでは、補正予算書21ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、4目財政管理費は、補正前の額に88万円を増額し、262万9千円とするもので、財政調整基金及び減債基金の運用益の積み立てでございます。

続いて、11目諸費、補正前の額に24万5千円を増額し、1億5千922万9千円とするものでございます。全額25節積立金となり、各基金の運用益の積み立てと文化会館建設基金への寄附金4件分、6万8千900円、野球場建設基金費への寄附金2件分、13万2千円をそれぞれ積み立てるものでございます。

○渡邊納税課長

続きまして、2項徴税费についてご説明いたします。

補正予算書の22ページをごらんください。2目賦課徴収費につきましては、補正前の額から202万円を減額し、補正後の額を8千53万9千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。市税徴収事務費として202万円を減額し、その内訳といたしましては、市税等収納補助員1名が昨年度末に退職し欠員となっていたことから、報酬128万9千円及び共済費29万8千円を減額するものでございます。

また、役務費のうち、土地等鑑定評価手数料43万3千円を執行残見込みとして減額するものでございます。

○片岡選挙管理委員会事務局長

続きまして、2款総務費、4項選挙費について説明いたします。

補正予算書の22、23ページをお願いいたします。4項選挙費は、補正前の額から1千757万8千円を減額し、補正後の額を2千129万円とするものでございます。

それでは、目ごとに説明いたします。3目市長及び市議会議員補欠選挙費は、補正前の額から2千140万8千円を減額し、補正後の額を933万1千円とするものでございます。現補正の理由は、平成30年11月18日執行の八街市長選挙及び市議会議員補欠選挙が無投票となったことから執行に係る経費の残額を減額するものです。

続いて、24ページをお願いいたします。4目県議会議員選挙費は、補正前の額に383万円を増額し、984万1千円とするものでございます。これは、平成31年4月29日に任期満了となります千葉県議会議員選挙の投票日を4月14日として準備期間に必要な経費を予算計上しておりましたが、通例より1週間繰り上げて執行することになったため、期日前投票を平成31年3月30日から行うことなど、その他経費の平成30年度分の予算に不足が生じたために補正をするものでございます。

説明欄をお願いいたします。県議会選挙383万円の主なものは、1節報酬は期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬でございまして、その他、平成30年度に実施する経費でございます。

以上、2項総務費の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○川上委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はございませんか。

○林（政）委員

24ページの県議会議員選挙費についてお伺いをいたします。

今の私の思っているのだと、29日が告示、そして、4月7日が投票日というふうにお聞きしております。万が一複数の候補者が出なかった場合は、この経費はどのくらい削減になるのでしょうか。

○片岡選挙管理委員会事務局長

本年度計上の経費につきましては、準備に係る経費ということです。この中で無投票だった場合には、報酬の方が減額されるというふうに考えております。

○林（政）委員

先ほどの選挙管理委員会事務局長の方からお話があったように、期日前投票とか、そういうのがなくなる、そうすると、そこの立ち会い、また、職員の張り付きもなくなるので、その

経費がかなり、朝7時から8時ですかね、すごく長い時間ですので、その経費が浮くのかなという気がいたしましたので質問しました。ありがとうございました。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

ほかに質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出8款防災費について、提案者の説明を求めます。

○湯浅防災課長

それでは、8款消防費についてご説明いたします。

補正予算書の30ページ、31ページをごらんください。説明欄にて説明をいたします。

1目防災費につきましては、予算の増減はございませんが、耐震性貯水槽設置工事費の地方債の充当について、工事が行えなかったことから財源を組みかえるものでございます。

続きまして、2目広域消防組合費につきましては、補正前の額から28万5千円を減額し、補正後の額を11億9千256万6千円とするものです。これは、佐倉市・八街市・酒々井町消防組合費のうち、19節負担金補助及び交付金で、平成29年度借入地方債の利子償還金が確定したため、長期債償還分担金を減額するものでございます。

続きまして、3目非常備消防費は、補正前の額から650万1千円を減額し、補正後の額を8千250万9千円とするものでございます。これは、消防施設整備事業費のうち、15節工事請負費耐震性貯水槽設置工事費で、本年度は施工場所の確保ができなかったため、設置を見送ったものでございます。

以上、8款消防費、1項消防費の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○川上委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○丸山委員

先ほど林修三委員からの質問もありまして、なぜこの工事請負費——ごめんなさい、非常備消防の方です。なぜ貯水槽の整備工事ができなかったかという理由がよくわかったわけなんですけれども、八街市の貯水槽の整備に関してはまだまだ足りないわけです。そういう点では、年次計画、毎年、何基作って、どこの地域を作っていくといった、そういう計画というのはあるのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○湯浅防災課長

現在は、先ほども答弁したとおり、分団の方に全分団に貯水槽の設置場所の確保を一律に求めてきたわけなんですけど、これは来年度よりはピンポイントで地域を指定して、計画的に設置をしていきたいと考えております。

○丸山委員

私、長期的にやはり、毎年1基ずつ作っていくんだと。この地域にはこの時期には作るというそういう長期的な計画が必要ではなかろうかなというふうに思います。ですから、万々が一、今回のようにいろんな事情ができてしまってできないというときには、じゃあ次にいくよという、そういったスピード感、的確感を持った取り組みが必要ではないかなというふうに思いますので、ぜひともそういう点では積極的な取り組みをお願いしたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

○林（政）委員

貯水池のピンポイントで考えるということなんですけれども、私の沖地区に関しては、北総中央用水の加圧機場に入る前で、消防車の貯水槽に入るようにセッティングしてあるんです。北総中央用水も、今の暦で平成32年度で国営の方が終了すると。加圧機場がかなり整備されているんです。加圧機場までは常にファームポンドからその元まで、冬はタンクを空にしたりしていますけれども、ファームポンドから加圧機場までいっているんですね。貯水池を、新規の土地を求めるよりも、今、私が申し上げているように、ファームポンドがあるところはほとんど農家地帯、田舎で、貯水池のないところもありますから、加圧機場を利用すればかなり、貯水池を新規に設置しなくても、その効果が認められるんじゃないかというふうに思うんですね。だから、650万円、今年これだけ削減するというのであれば、丸山委員の方からもありましたけれども、そういう選択肢もこれから考えていかないと、新規に土地を見つける、地権者のご協力をいただくのは大変ですから、そういう道もあるのではないかというふうには思いますけども、今後、今回のマイナスになったことを踏まえて、そういうことも視野に入れたらどうかと思いますけど、いかがでしょうか。

○湯浅防災課長

北総中央用水等も利用ということなんですけれども、今現在も中央用水につきましては、消防水利として利用させていただいておりますので、今後もその件については検討してまいりたいと考えております。

○林（政）委員

今、本管については排泥溝で、途中からとれるようになっているんですけれども、さらに末端の加圧機場までほとんど整備が終わってきた状態になりますから、加圧機場の前でとれるようになっていますから、ぜひそういうのを進めていただいたら、防災機能がもっと高まるんじゃないかというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川上委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出、11款公債費について、提案者の説明を求めます。

○會嶋財政課長

補正予算書34ページをお願いします。

11款1項公債費、1目元金は、補正前の額から4千508万9千円を減額し、17億6千703万3千円とするものがございます。

また、2目利子は、補正前の額から393万2千円を減額し、1億1千545万5千円とするものがございます。平成29年度債の借入額の確定と借り入れの利率の確定に伴う減額でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○川上委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

質疑がなければ、質疑をこれで終了します。

次に、第4表地方債補正1廃止及び2変更について、提案者の説明を求めます。

○會嶋財政課長

それでは、補正予算書、戻りまして8ページ、第4表地方債補正をお願いいたします。

先ほど歳入で説明いたしましたとおり、1点目の廃止ですが、児童館整備事業は事業の一部先送り。耐震性貯水槽整備事業は事業中止により廃止といたしました。

9ページに参りまして、2点目の変更ですが、それぞれ事業費及び特定財源の見込額の増減に伴う限度額の変更でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○川上委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第8号、平成30年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○川上委員長

起立全員です。議案第8号中、当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全て終了しました。

総務常任委員会を閉会します。ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時21分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会総務常任委員長

八街市議会総務常任委員

八街市議会総務常任委員